

「最先端研究開発支援プログラムの新たな支援制度」に関する 意見募集結果

平成 21 年 1 月 7 日
内 閣 府
最先端研究開発支援プログラム担当室

1. 意見募集期間

平成 21 年 12 月 10 日(木) ～ 12 月 24 日(木) 12:00

2. 意見数 791 件

3. 意見提出者の具体的内訳

(1) 所属機関別

| 企業 | 大学等 | 公的機関 | その他 |
|--------|----------|----------|--------|
| 27(3%) | 597(76%) | 142(18%) | 25(3%) |

(2) 男女別

| 男性 | 女性 |
|----------|----------|
| 555(70%) | 236(30%) |

(3) 年代別

| ～29 歳 | 30～39 | 40～49 | 50～ |
|---------|----------|----------|-----------|
| 87(11%) | 312(39%) | 252(32%) | 140 (18%) |

4. 意見の内容 ※無回答を除外して集計

(1) 若手研究者の上限年齢を 45 歳とすることについて

| 適切 | 不適切 | その他 |
|----------|----------|----------|
| 397(50%) | 222(28%) | 167(22%) |

- ①「不適切」と回答した者の中では、上限年齢を 40 歳にすべきとの意見が最も多い(109 件)。

②「適切」と回答した者以外の者の主な意見は以下のとおり。

○年齢で制限するのではなく、学位取得時点又は教授等のポスト獲得時点からの期間(例えば、15年以内。)で制限すべき(68件)。

○年齢制限をすべきでない(54件)。

(2) 医学系の博士課程修了者、臨床研修終了者若しくは育児休暇取得者に対する年齢制限の特例を設けることについて

| 適切 | 対象を見直すべき | 特例は不要 | その他 |
|----------|----------|----------|----------|
| 297(38%) | 113(14%) | 273(35%) | 101(13%) |

「適切」と回答した者以外の者の主な意見は以下のとおり。

○学位取得時点又は教授等のポスト獲得時点からの期間で制限すれば特例は不要(74件)。

○育児休暇取得者に対する特例は問題無いが、医学系研究者に対する特例は不要(68件)。

○そもそも年齢制限をすべきでない(29件)。

(3) 女性研究者には上限年齢を設定しないことについて

| 適切 | 女性にも設定すべき | その他 |
|----------|-----------|----------|
| 301(39%) | 319(41%) | 161(20%) |

①「女性にも設定すべき」と回答した者の中では、上限年齢を若手研究者と同じ45歳にすべきとの意見が多い。(161件)

②「適切」と回答した者以外の者の主な意見は以下のとおり。

○男女間で差を設けず、平等に扱うべき(87件)。

○研究環境整備等、年齢とは別の方法で優遇措置を講ずるべき(17件)。

○男女問わず、学位取得時点又は教授等のポスト獲得時点からの期間で制限すべき(15件)。

○そもそも年齢制限をすべきでない(11件)。

(4) 女性研究者の割合の目標値を30%とすることについて

| 適切 | 目標値を見直すべき | その他 |
|----------|-----------|----------|
| 263(34%) | 107(14%) | 414(52%) |

①「目標値を見直すべき」と回答した者の中では、目標値は 50%が適切であるとの意見が最も多い(33 件)。次いで、目標値は 20%が適切であるとの意見が多い(32 件)。

②「その他」と回答した者の主な意見は以下のとおり。

- 男女間で差を設けず、平等に扱うべきであり、目標値を設定すべきでない(224 件)。
- 現在の女性研究者の割合や、応募者に占める女性研究者の割合を目標値とすべき(90 件)。
- 研究環境整備等、採択割合の目標とは別の方法で優遇措置を講ずるべき(26 件)。

(5) 自己の責任で主体的に研究を進めることができる研究者を対象とすることについて

| 適切 | 対象を拡大すべき | 対象を縮小すべき | その他 |
|----------|----------|----------|---------|
| 542(69%) | 147(19%) | 18(2%) | 75(10%) |

「適切」と回答した者以外の主な意見は以下のとおり。

- ポスドクや任期付研究者等、立場が不安定な若手研究者も応募できるようにすべき。(75 件)
- 提案内容本位で選定すべき(このような制限は不要)(37 件)。
- 記述内容が曖昧であり、明確に定義すべき(23 件)。
- 研究室を主宰していない研究者であっても、自己の責任で研究を行うことができる者は対象にすべき(14 件)。

(6) グリーンイノベーション又は健康研究に係る研究課題を対象とすることについて

| 適切 | 対象を拡大すべき | 対象を縮小すべき | その他 |
|----------|----------|----------|----------|
| 443(57%) | 181(23%) | 38 (5%) | 124(15%) |

「適切」と回答した者以外の者の主な意見は以下のとおり。

- 研究支援は幅広く行うべきであり、対象を限定すべきでない(121 件)。
- 対象を限定することはよいが、ナノテクノロジーや情報通信など、他の重要な分野を対象に追加すべき(50 件)。
- 基礎研究に重点化すべき(47 件)。

○グリーンイノベーション及び健康研究の記述内容が曖昧であるため、明確化すべき(18件)。

(7) 支援額(1件あたり2億円)及び支援件数(300件)について

| 適切 | 件数を増やすべき | 件数を減らすべき | その他 |
|----------|----------|----------|---------|
| 241(31%) | 422(55%) | 14(2%) | 13(12%) |

- ①具体的な支援額としては、年間2千万円から3千万円程度が適切との意見が最も多い(156件)。
- ②その他の主な意見は以下のとおり。
 - 支援額及び支援件数は、提案内容に応じて柔軟に決めるべき(25件)。
 - 提案内容の特性(個人研究・グループ研究、分野等)に応じた複数の支援規模を設定すべき(17件)。

(8) 地域性を考慮して採択することについて

| 適切 | 不適切 | その他 |
|----------|----------|----------|
| 331(42%) | 337(43%) | 114(15%) |

- 「適切」と回答した者以外の者の主な意見は以下のとおり。
- 地理的条件に関わらず平等な審査を行うことが適切であり、地域性を考慮する意義も不明確であるため、地域性は考慮すべきでない(243件)。
 - 地域の特色を活かした提案を優先採択することはよいが、都道府県毎に最低1件採択することは賛成できない(35件)。
 - 都道府県毎の最低採択件数は、各都道府県に居住する研究者数や実際の提案数に応じて決めるべき(31件)。

(9) その他の意見(自由記述)の例

複数の研究者から提出された意見のうち、趣旨が同じと考えられる意見をまとめて集計。

設問(1)～(8)に関する内容であって、当該設問に対する意見と同様の意見は、掲載していない。

- ①制度そのものの是非について
 - i) 賛成意見等

○画期的なプログラムであり、高く評価・期待(改変要望がある意見も含む。)(105件)。

○制度の恒久化・継続を望む(19件)。

ii) 反対意見

○比較的短期で継続性のない研究支援制度を設けるべきでない(25件)。

○新たな制度を設けるのではなく、科研費等に吸収・統合させるべき(24件)。

②外国人レビューの意見を聴取することについて

i) 賛成意見

○公正な評価のため、海外の研究者からも評価される仕組みが必要(6件)。

ii) 反対意見

○情報漏洩につながる可能性が極めて高いため、絶対に実施すべきでない(9件)。

③審査過程について

○選考の透明性を確保し、公平、公正、厳密に審査すべき(39件)。

○実績にとらわれず、提案内容で判断すべき(12件)。

○募集期間、選定期間を十分確保すべき(6件)。

○不採択者への丁寧な説明が必要(3件)。

④研究経費について

○年度を越えての会計処理を可能とする等、柔軟に執行できるようにしてもらいたい(26件)。

○自己の給与に支出できるようにしてもらいたい(5件)。

⑤他の研究開発との関係について

○他の大型予算との重複排除や研究資金の集中の制限が必要(17件)。

○他の研究予算を辞退させる「専念義務」は、若手研究者の育成を阻害することから、課すべきでない(4件)。

○「専念義務」を課すべき(2件)。

⑥その他

- 戦略的創造研究推進事業(さきがけ)等、類似制度との整理が必要(4件)。
- 制度検討段階で意見を募集する姿勢を評価(4件)。